

1 欠格事由について

当団体は、次の1から14のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
3. 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
5. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるもの
6. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
7. 指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しないもの
8. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいるもの
（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
（イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
9. ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していないもの
10. 独立行政法人及び国立大学法人
11. JANPIA の役員及び審査委員が役員に就いている団体、又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後 6 か月間を経過していないもの
12. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始申立又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始申立がなされているもの
13. 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
14. 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、役員等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に5年間保存してください。